

平成 20 年度第 2 回日本スポーツ少年団常任委員会議事録

日 時 : 平成 20 年 6 月 11 日 (水) 16 時 ~ 17 時 15 分
場 所 : 岸記念体育会館 理事・監事室
出席者 : 住谷、宇津木の各副本部長
霜觸、一関、北東、山本、平山、佐竹、野田 (憲)、野田 (正)、菅原、
平井、大山、山崎の各常任委員
委 任 佐藤副本部長、穂岡、村田、大橋、田口の各常任委員
欠 席 碓井常任委員
委員総数 20 名、うち出席 19 名 (委任 5 名を含む)
設置規程第 17 条第 3 項により会議成立。
事務局 小寺部長、鷲山課長、池田課長代理、淺井課長補佐
他青少年スポーツ部員

議事に先立ち、6 月 2 日に逝去された長沼本部長のご冥福を祈り、黙祷がささげられた。
また、富山県スポーツ少年団の役員改選に伴い変更された北東常任委員より自己紹介があった。

その後、設置規程第 10 条第 2 項および第 17 条第 2 項により、佐藤副本部長欠席のため、住谷副本部長を議長とし議事に入った。

< 報告事項 >

1. 平成 20 年度第 1 回日本スポーツ少年団常任委員会の議事録について

議長より資料に基づき報告、これを了承。

2. 平成 20 年度日本スポーツ少年団事業予算について

事務局より 去る 3 月開催の平成 19 年度第 4 回常任委員会および第 2 回委員総会にて承認を得、その後の各種助成金・補助金の内定を受けての最終編成を本部長に一任されていた平成 20 年度日本スポーツ少年団事業予算(実行予算)について、資料に基づき説明。これを了承。

3. 第 35 回日独スポーツ少年団同時交流「日本派遣団」の決定について

事務局より 資料に基づき、事前研修会を経て 12 グループ 94 名が派遣団員として正式決定し、日本派遣団は団長団 3 名を加え計 97 名 (欠員 28 名) となった旨報告。

なお、今回より活動単位制による募集を行っており、その制度を利用した団員は全国で 8 名いたが、事前研修会におけるプログラムへの取り組み方などにおいて、シニア・リーダー認定者との違いは見られなかった旨併せて報告。

また、ブロック選出の常任委員に対し、派遣団員の確保に向け、シニア・リーダーの養成・活用等についてブロック内各道府県へ指導いただくよう依頼した。

今後、派遣団はグループごとに事前研修会を行い、7月19日に東京に集結、結団式を行って翌20日に出発し、8月11日に帰国する旨報告。以上、いずれも了承。

4. 2008年日中青少年スポーツ交流事業について

① 2008年日中青少年スポーツ団員交流「日本派遣団」の決定について

事務局より資料に基づき、宮崎県で開催された事前研修会を経て指導者5名、団員22名を派遣団員として正式決定した旨報告。

なお、派遣団は8月20日に福岡県に集結、結団式を行い、翌21日に出発、8月27日に帰国する旨報告。いずれも了承。

② 2008年日中青少年スポーツ指導者交流「日本派遣団」団長団の決定および派遣団員の内定について

事務局より資料に基づき、団長団として団長に佐藤副本部長、総務に富田寿人活動開発部会員が決定した旨報告。

なお、派遣団員8名については、7月11日を申込締切日として募集中であり書類選考を経て内定し、内定後、事前研修会を経て正式決定となるため、派遣団員の決定については佐藤副本部長に一任願う旨それぞれ報告。以上、いずれも了承。

5. 専門部会報告およびプロジェクト報告

各専門部会の部会長および事務局より5月に開催した各部会およびプロジェクトの協議事項について次のとおり報告。

なお、部会の協議事項のうち、本常任委員会で取り上げる報告事項、協議事項については省略した。

【指導育成部会】

事務局より次の6点について報告。

(1) 平成20年度シニア・リーダースクールについて

(2) 平成20年度全国スポーツ少年団リーダー連絡会について

(1)(2)については、本年度の実施内容および依頼講師について具体的検討を行い、事業に取り組むこととした。

(3) シニア・リーダー資格の認定について

昨年度、シニア・リーダースクールに参加し、認定保留となった1名について、過年度参加者プログラムを修了したため、リーダー養成ワーキンググループの評価に基づき協議し、資格を認定した。

(4) 「スポーツ少年団認定員」の研修について

部会員から提案された指導者の特別研修事業について検討を行い、各部会員から出た意見を基に、継続協議していくこととした。

(5) 「スポーツ少年団認定育成員」資格の復活について

資格の復活について、都道府県より3名の申請があり、内2名については本年度の登録確認をもって資格復活を認めることとし、1名については資格失効後5年が経過していることから

復活を認めず、新規に資格を取得していただくこととした。

⑥) 日本スポーツ少年団顕彰の指導者人数枠について

指導者登録数に応じて比例配分している日本スポーツ少年団顕彰の人数枠について、昨年度のブロック会議で増加について要望があり協議した。

平成 18 年度に人数枠を拡大した後、人数枠を満たしていない都道府県があること、指導者登録数が少ない都道府県の人数枠を拡大することは、指導者登録数の多い都道府県に不公平感が生まれる懸念があることなどから、人数枠の少ない都道府県に対して一層の登録指導者増加を促すこととし、指導者人数枠の拡大については見送ることとした。

【広報普及部会】

住谷部会長より次の 2 点について報告。

①) 平成 20 年度の広報出版物の配布計画について

平成 20 年度の広報出版物について協議し、リーフレット・ガイドブックについては内容の改訂は行わず、表紙やレイアウト等デザイン面での修正のみ行うこととした。また、配布先については昨年度と同様とし、それに加えリーフレットについては新規団員の獲得促進策として、団員保護者から未加入団員保護者への手渡しによる配布をモデルケースとして実施し、その効果について検証していくこととした。

②) ホームページの運営・活用について

スポーツ少年団のホームページの運営・活用について協議し、引き続き検討を行っていくこととした。

【活動開発部会】

事務局より次の 2 点について報告。

①) 第 6 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会指導者の参加条件について

全国スポーツ少年団バレーボール交流大会では、指導者のうち 1 名が「日本小学生バレーボール連盟指導者研修会修了者」であることが参加資格となっているが、平成 20 年度は、研修会が全国 1 会場のみで開催となり、受講の機会が限られてしまうことから、その取り扱いについて協議した。同バレーボール連盟からの申し出もあり、第 6 回大会に限っては、研修会修了という条件は必須のものとして、大会実施要項にはその旨を「なお書き」として加えることとした。

なお、「なお書き」の表現については、今後、日本小学生バレーボール連盟と調整することとした。

②) 国際交流事業効果把握調査について

国際交流事業を実施したことにより得られた効果を把握するための調査について協議し、対象組織を都道府県スポーツ少年団、市区町村スポーツ少年団と考え、日独スポーツ少年団同時交流に特化した調査用紙の作成を担当部会員に依頼した。

事務局より以下のプロジェクトについて報告。

【スポーツ少年団将来像検討プロジェクト】

各事項における課題と将来像の方向性について検討し、国内交流および国際交流事業、

また日本スポーツ少年団組織などについてご意見をいただき、今後は各都道府県・市区町村組織及びその他の項目についてご意見を頂いた上で、各項目の取りまとめ作業に入ることとした。

【スポーツ安全対策プロジェクト】

・ジュニアスポーツ法律アドバイザーシステムワーキンググループ

(1) 平成 20 年度公認スポーツ指導者養成講習会「スポーツと法」担当講師について

本会公認スポーツ指導者養成講習会の科目の 1 つである「スポーツと法」について、指導者育成部よりワーキンググループに対し 12 会場への講師派遣依頼があったため、昨年担当いただいた研修会参加回数の多い地元協力弁護士に打診し、内諾を頂いている 9 名の弁護士を各 1 会場派遣することを確認した。

なお、残り 3 会場についてはワーキンググループメンバーの中から派遣することとした。

(2) 2009 年ジュニアスポーツの育成と安全 安心フォーラムについて

特別講演者、会場、フォーラムテーマ、パネリスト等について協議し、会場については、首都圏開催として、埼玉県さいたま市の「浦和ロイヤルパインズホテル」にて実施することとした。

なお、特別講演者、パネリスト、フォーラムテーマについては、多数の意見が出されたものの決定には至らず、次回ワーキンググループに意見をもち寄ることとした。

(3) 弁護士の組織化について

新たに協力弁護士として登録頂いた弁護士について報告。今後の活動について協議し、協力弁護士の有志で設けられたメールリングリストを活用し、講習会を担当した講師より報告を行うことや、ワーキンググループでの協議内容等を報告していくことを確認。また、弁護士がスポーツ少年団の相談を受ける窓口を作れないかなどの意見があり協議した。

【リーダー養成ワーキンググループ】

(1) 平成 20 年度シニア・リーダースクールについて

本年度の実施内容について具体的検討を行い、7 月 12 日にスタッフによる事前打ち合わせを経て、スクーリングを実施することとした。

(2) 過年度参加者の評価について

昨年度のシニア・リーダースクール認定保留者で、平成 20 年度参加者として所定のプログラムを修了した 1 名について評価を行い、認定候補者として指導育成部会へ諮ることとした。

(3) シニア・リーダースクールテキスト改訂について

前回より継続協議となっていたテキストの改訂について協議し、リーダー養成の方向性が定まっていない状態で改訂することは難しく、テキストの改訂より先リーダー養成の方向性について検討することを優先し、しばらくは認定員養成講習会のカリキュラムをにらみつつ、現行テキストで対応していくこととした。

平山常任委員より指導育成部会の報告事項について、認定員の特別研修事業とは何か質問があった。これに対し事務局より認定員の研修義務化を検討していく中で、都道府県へのアンケートなどから全国一律での実施が難しい状況であるが、何らかの対策は必要であることから、部会員より素案として提案されたものであり、今後、引き続き検討していく旨回答。

以上、いずれも了承。

6. ブロック報告

山本常任委員より 全日本少年サッカー大会の出場資格の調整について、前回会議以降の日本サッカー協会との協議の進捗状況および、長沼本部長逝去に伴い、今後どのようにして調整を進めていく予定なのかについて質問があった。事務局より 日本サッカー協会との調整は長沼本部長から報告を受けておらず、直ぐにはわからないため、状況を確認して、活動開発部会で検討し、早急に調整を進めていきたい旨、また、交渉については、日本サッカー協会専務理事と山本常任委員のルートなどを使ってお願いすることも考えられる旨回答。

北東常任委員より 現在の指導者制度について、スポーツリーダー資格保有者の認定員への推薦について、大会に出場するためだけに利用されるケースがあり 単に推薦だけではなく講習を受けてもらう必要があるのではないかという意見があった。事務局より スポーツリーダーから無条件で認定員を取得させるような指導はしていないこと、また認定員の認定権限は都道府県本部長へ移譲しており どのような判断で認定していくかは都道府県で検討してほしい旨回答。資格の取り扱いについては、4月4日付けでマニュアルを事務担当者に配布し、適切な運用を依頼している旨回答。

7. その他

(1) 生涯スポーツ功労者の推薦について

事務局より 資料に基づき、生涯スポーツ功労者の文部科学省への推薦について、ブロック持ち回りの5当該都県より推薦があり 指導育成部会の審査を経て9名を推薦する旨報告。

なお、青森県については推薦条件を満たす候補者がいなかったことから、1名のみを推薦となった旨併せ報告。これを了承。

< 議 案 >

1. 長沼本部長の後任について

事務局より 長沼本部長の急逝に伴う後任人事について、6月12日開催の第1回委員総会の前に、本常任委員会においてもあらかじめ審議いただきたい旨説明。

協議の結果、人選については、明日の委員総会では推挙までには至らないことが予想され、また、日本体育協会会長とも相談する必要があること 検討には時間がかかること 任期が来年3月までであることなどから、後任本部長を置かず、来期の役員人事を含め検討していくこととし、これを承認。

平山常任委員より 諸事業を遂行するにあたり 本部長不在の影響について質問があった。

住谷副本部長より 今年に入り体調を崩していたので、夏の諸事業等3副本部長でカバーできる体制を整えていた旨説明。

2. 平成20年度第1回日本スポーツ少年団委員総会の開催について

事務局より 明日開催の第1回委員総会について資料に沿って取り進めたい旨説明。これを

承認。

3. 平成 19 年度日本スポーツ少年団事業報告および決算 (案)について

事務局より 資料に基づき説明。原案通り承認。明日の委員総会に諮ることとした。

4. 平成 21 年度日本スポーツ少年団事業計画 (案)および要望予算の編成について

事務局より 各専門部会で検討し、最終的に取りまとめた事業計画 (案)について、資料に基づき説明。これを承認。

なお、要望予算の編成については、本事業計画 (案)が明日の委員総会で承認を得た後に予算編成作業に入るため、その取りまとめは佐藤副本部長に一任願うことで委員総会へ諮ることとした。

平山常任委員より「Sport JUST」の有料販売数について質問があった。これに対し事務局より「約 500 部である旨回答。

5. 平成 20 年度日本スポーツ少年団顕彰について

事務局より 資料に基づき、日本スポーツ少年団顕彰要綱・同施行基準により各都道府県から候補として推薦のあった 32 都府県 35 市区町村スポーツ少年団および 46 都道府県 160 名の指導者について、いずれも資格条件を満たしており 6 月 11 日付をもって表彰したい旨説明。

また、退任指導者に対する感謝状の贈呈については、従来同様各都道府県スポーツ少年団本部長に一任し、年度末に一括報告願う形態をとりたい旨説明。いずれも承認。

表彰市区町村および指導者については、6 月 12 日開催の第 1 回委員総会に報告するとともに、「Sport JUST」7 月号に掲載し公表する旨説明。

6. その他

(1) 第 31 回全国スポーツ少年団剣道交流大会の開催について

(2) 第 6 回全国スポーツ少年団バレーボール交流大会の開催について

事務局より 明年 3 月に岩手県で開催される第 31 回剣道交流大会、埼玉県で開催される第 6 回バレーボール交流大会について、各大会の実施要項 (案)が、今後 9 月から 10 月に行われる実行委員会にて審議されるため、次回常任委員会での議を経て各都道府県へ通知する手順では参加者の募集等に影響が出ることから、実行委員会に出席予定の副本部長に一任願う、その後各都道府県へ通知したうえで、次回常任委員会に報告する旨諮り、これを承認。

以上、協議し 17 時 15 分に閉会。